

Ⅱ と畜検査業務の概要

◎検査体制

令和 6 年度におけると畜検査業務は、県下 1 と畜場において正規検査員及び会計年度任用職員を含む 45 名のと畜検査員と、8 名のと畜検査助手によって実施した。

◎と畜検査結果

と畜検査頭数は延べ 557,122 頭であり、これは前年度の 95.0% で 10 年前(平成 26 年度)の 103.3% にあたる。

と畜場法に基づき全部廃棄処分となった獣畜は 353 頭であり、その内訳は、全身に及ぶ炎症及び炎性産物等による汚染 127 頭、高度の腫瘍・白血病 17 頭、牛伝染性リンパ腫(牛白血病) 18 頭、サルモネラ症 1 頭、膿毒症 47 頭、敗血症 16 頭、豚丹毒 57 頭、尿毒症 19 頭、高度の黄疸 20 頭、高度の水腫 21 頭、全身に及ぶ変性 10 頭であった。

また、内臓・枝肉の一部を廃棄にした獣畜は 220,648 頭であり、全と畜検査頭数の 39.6% にあたる。

◎輸出牛肉検査

「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」、「カナダ向け輸出牛肉の取扱要綱」、「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」、「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」、「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」、「メキシコ向け輸出牛肉等の取扱要綱」、「タイ向け輸出牛肉の取扱要綱」、「ベトナム向け輸出食肉の取扱要綱」、「マカオ向け輸出牛肉の取扱要綱」、「台湾向け輸出食肉の取扱要綱」に基づき、食肉の検査及び衛生的処理の監視指導等を行った。

1 年度別と畜検査頭数

	合 計	牛（生後1年以上の牛）			子牛(生後1年未満の牛)	馬	豚	緬羊	山羊
		計	肉牛	乳牛					
令和6年度	557,122	13,554	13,190	364	16	24	543,457	71	0
（前年度比）	95.0%	101.1%	101.4%	90.8%	400.0%	126.3%	94.8%	139.2%	—
令和5年度	586,447	13,404	13,003	401	4	19	572,969	51	0
令和4年度	583,960	13,402	12,979	423	8	22	570,487	41	0
令和3年度	608,792	13,087	12,616	471	21	27	595,640	15	2
令和2年度	615,550	13,003	12,531	472	11	37	602,499	0	0
平成31/令和元年度	616,451	13,512	12,973	539	9	22	602,908	0	0
平成30年度	580,535	13,640	13,103	537	13	27	566,853	0	2
平成26年度	539,353	14,229	13,538	691	28	104	524,992	0	0

2 月別と畜検査頭数

（令和6年度）

	合 計	牛（生後1年以上の牛）			子牛(生後1年未満の牛)	馬	豚	めん羊	山羊
		計	肉牛	乳牛					
合計	557,122	13,554	13,190	364	16	24	543,457	71	0
4月	50,079	1,186	1,160	26	1	2	48,887	3	0
5月	47,264	1,098	1,061	37	2	1	46,159	4	0
6月	41,589	938	915	23	0	1	40,646	4	0
7月	46,125	1,345	1,311	34	1	4	44,769	6	0
8月	41,286	1,053	1,013	40	1	1	40,226	5	0
9月	43,167	1,027	1,004	23	2	2	42,128	8	0
10月	51,415	1,168	1,148	20	2	0	50,240	5	0
11月	49,156	1,422	1,378	44	0	4	47,725	5	0
12月	50,583	1,307	1,265	42	1	3	49,265	7	0
1月	48,626	1,054	1,028	26	0	2	47,562	8	0
2月	42,812	929	903	26	2	1	41,873	7	0
3月	45,020	1,027	1,004	23	4	3	43,977	9	0

3 とさつ禁止・解体禁止及び廃棄(全部・一部)頭数

		令和6年度						
		合計	牛	子牛	馬	豚	めん羊	山羊
検査頭数		557,122	13,554	16	24	543,457	71	0
とさつ禁止		0						
解体禁止		0						
全部 廃棄	全部廃棄頭数	353	173	1	0	179	0	0
	廃棄率	0.1%	1.3%	6.3%	－	0.03%	－	－
	細菌病	豚丹毒	57			57		
		サルモネラ症	1			1		
		その他	0					
	ウイルス病		18	18				
	原虫病		0					
	寄生虫病		0					
	その他	膿毒症	47	2		45		
		敗血症	16	4		12		
		尿毒症	19	17		2		
		黄疸	20	7		13		
		水腫	21	21				
		腫瘍	17	1		16		
		中毒諸症	0					
		炎症又は炎性産物等による汚染	127	103	1	23		
		全身に及ぶ変性	10			10		
		その他	0					
一部 廃棄	一部廃棄頭数	220,648	9,462	4	5	211,170	7	0
	廃棄率	39.6%	69.8%	25.0%	20.8%	38.9%	9.9%	－
	細菌病		0					
	ウイルス病		0					
	原虫病		0					
	寄生虫病	ジストマ病	0					
		その他	2		2			
	その他	黄疸	0					
		水腫	955	878	1	76		
		腫瘍	5			5		
		中毒諸症	0					
		炎症又は炎性産物等による汚染	205,911	5,543	5	200,358	4	
		変性又は萎縮	7,617	1,157	1	6,458	1	
		その他	18,851	5,780	5	13,062	2	

4 輸出牛肉処理施設に係る業務

1) 対米輸出の経緯

牛肉の輸入自由化が昭和63年3月、日米・日豪間の協議を経て決着した直後、国内の生産者の一部から、米国への国産牛肉輸出の気運が高まり、国の「畜産振興審議会」で国産牛肉の輸出の推進を支援することが決定された。

これを受けて「対米輸出牛肉処理施設」の認定を目指し、群馬県、鹿児島県及び宮崎県内の3施設が平成元年8月から施設改善工事に着手した。

輸出条件等について日本政府と米国政府の間で協議が重ねられ、平成元年9月に米国農務省食品安全検査局の担当者により、日本のと畜場の施設及び衛生水準についての査察が行われ、①と畜、食肉処理部門の施設設備、②と畜、食肉処理のマニュアル、③検査システム、④残留物質モニタリングシステム等の改善事項について意見交換が行われた。

平成2年5月には、厚生省より米国への輸出要件を規定した「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」（以下、認定要綱）が各都道府県に通知され、これに基づき上記3施設が最終的な施設及び処理方法の改善を行い、平成2年8月30日付けで認定をされた。

平成8年7月、米国では同国内で多発する食中毒防止の観点から、米国連邦規程（Federal Register; Final Rule）が改訂された。このことから米国に食肉を輸出する全ての国にもこの「連邦規程と同等であること」が求められたことから、厚生省は平成9年1月27日付け（衛乳第21号）で、HACCPシステム導入を柱とした認定要綱の一部改正を行った。その後、施設及び衛生的な解体処理を維持するための6ヶ月間の運用期間を経て、平成11年1月25日にHACCPシステムによる管理が適用となった。

令和2年1月、認定と畜場等及び食肉衛生検査所における病原微生物等に関する改正が行われ、「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」が「対米輸出食肉の取扱要綱」（以下、要綱）と改められた。

現在、月1回の厚生労働省（関東信越厚生局）の査察、年1回のアメリカ農務省（USDA）の査察が行われている。

令和6年度までの輸出実績は、別表2のとおりであり、平成2年の認定当初 500kg程度であった輸出量が、現在では、およそ年間190t程に増加してきている。

2) 県内の輸出食肉処理施設

- (1) 名 称 株式会社 群馬県食肉卸売市場
- (2) 所在地 群馬県佐波郡玉村町大字上福島 1189 番地
〒370-1104 TEL 0270-65-2011
FAX 0270-65-1413
- (3) 施設の概要
敷地総面積 60,208.09 m²
建物延面積 16,162.46 m²
許可頭数 大動物 150頭/日
- (4) 輸出認定状況

平成 2 年 8 月 対米輸出認定	平成 1 9 年 3 月 対カナダ輸出認定
平成 1 9 年 1 2 月 対香港輸出認定	平成 2 1 年 5 月 対シンガポール輸出認定
平成 2 2 年 2 月 対タイ輸出認定	平成 2 2 年 1 0 月 対マカオ輸出認定
平成 2 5 年 1 0 月 対メキシコ輸出認定	平成 2 6 年 3 月 対ベトナム輸出認定
平成 2 6 年 5 月 対EU輸出認定	令和 5 年 1 1 月 対台湾輸出認定

3) HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point: 危害分析・重要管理点) システムによる衛生管理

(1) 輸出牛肉処理施設が行う管理

① 重要管理点とその管理基準

平成11年1月25日付け、改正認定要綱のHACCPシステムによる管理規定の適用に伴い、輸出牛肉処理施設（以下、G-1施設）では生体受入れから製品出荷までの全作業工程の確認及び危害分析を行い、それに基づいた「標準作業手順書」及び「HACCP計画」を作成し、その実施、検証等に努めている。

② 枝肉の大腸菌検査及びSTEC検査

要綱の別添3「HACCP方式による衛生管理実施基準」の中に、施設側が実施しなければならない牛枝肉の大腸菌検査の方法及びSTEC検査の実施について規定されている。大腸菌検査については、検査頻度は週1回以上（1週間の処理頭数が300頭以下の場合には1検体を採取、300頭を超えるごとに1検体ずつ追加）となっている。G-1施設では、「ふきとり法」で検体を採取し、米国のサーベランスに基づくベースラインによる工程管理の評価を行っている。またSTEC検査については、要綱に記載のとおり、検査頻度は一週間当たりの製造量により決定する。G-1施設では、少なくとも2ヶ月に1回検査を実施し、STEC高率発生期間（4～10月）においては、採取頻度を2倍以上に引き上げている。大腸菌検査及びSTEC検査の令和6年度の検査結果は全て基準値以下または陰性となっている。

(2) 指名検査員が行う検証業務

当所の検査員は要綱に基づき指名検査員としてG-1施設の衛生管理が適正に実施されていることを検証するために、以下のような業務を行なっている。

① 衛生標準作業手順書（SSOP）の検証

G-1施設が作成したSSOPについて、実施記録の点検、手順、モニタリング及び改善措置の監視、微生物学的検査等による衛生状態の評価等を行なっている。

② HACCPシステムの検証

G-1施設のHACCPシステムが適正に実施されていることを検証するために、CCP記録等の点検、逸脱発生時の改善措置の評価、CCPモニタリングの監視等を行なっている。

③ サルモネラ検査（病原微生物削減達成規格）

施設のHACCP管理が適切に実施されているかを検証する手段として、指名検査員による牛枝肉のサルモネラ検査の実施が要綱に規定されている。G-1施設においては高温多湿の時期を含めた期間で連続82日間の検査を行なっている。令和6年度末時点でサルモネラは検出されておらず、病原微生物削減達成規格に適合していた。

④ STEC検査

指名検査員は施設のHACCP管理及びSSOPがSTECに対して十分に対応したものであることを検証することが要綱に規定され、「輸出食肉認定施設における検査実施要領」に基づく方法で実施している。検体採取頻度はG-1施設の製品製造量により決定し、G-1施設では1ヶ月に2回実施している。令和6年度末時点でSTECは検出されていない。

⑤ ゼロトレランス（Zero Tolerance）基準の実施・検証

平成16年5月18日付け施行の米国農務省食品安全検査局指令（FSIS DIRECTIVE 6420.2）により、施設側は「枝肉等が糞便、消化管内容物及び乳汁により汚染されない」ように管理し、検査員がその手順等を検証する旨の規範が示された。これを受け発行された認定要綱（6次改正）に基づき、枝肉検査員が全ての枝肉について、検証を担当する検査員が定められた頻度で枝肉に糞便等による汚染がないことを毎日確認している。

4) と畜検査・枝肉及び部分肉の再検査・残留物質モニタリング検査

輸出認定施設でのと畜検査、枝肉及び部分肉の再検査、並びに残留物質モニタリングは「輸出食肉認定施設における検査実施要領」（厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知 平成30年6月25日）等に基づき実施している。

令和6年度における残留モニタリング検査の結果は別表1-1、別表1-2のとおりであった。

5) BSE対策

G-1施設では、BSE対策として次の管理事項を実施している。

- ①施設に搬入される牛の月齢による区分および区分に応じた処理
- ②起立不能牛及び歩行困難牛の搬入禁止（とさつ禁止）
- ③スタンニング後のピッシングの禁止
- ④特定危険部位に接触する器具類の専用化
- ⑤特定危険部位による枝肉等の汚染防止に留意した解体処理
- ⑥背割り時の脊髓切片の回収、特定危険部位に係る処理を行う作業者の手指・器具洗浄装置からの排水中の特定危険部位小片の回収
- ⑦処理工程で分離・除去された特定危険部位の焼却処理

6) 認定施設の査察

(1) 査察回数

アメリカ農務省	1回
厚生労働省関東信越厚生局	12回

(2) 指名検査員数 34名（令和6年度）

7) 輸出の実績（輸出量、輸出回数）

平成2年度から令和6年度における輸出量及び輸出回数は別表2のとおりである。

別表1－1

対米輸出食肉に係るモニタリング検査結果(令和 6 年度)

Monitoring Program Results for Exportation to the U.S.A. (Fiscal year the 2024)

平成 2 年 8 月 30 日付け衛乳第 66 号 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知「対米輸出食肉を取り扱うと畜場の認定について」に基づき対米輸出食肉及びこれと同一の飼養条件の牛群から生産された食肉、臓器について実施

検査頭数 33 頭、検体数 57 件、検査項目 17 項目

検査対象薬剤 Residue Designation	検体名 Samples				計 Total 57
	筋肉:24 Muscle	肝臓:11 Liver	腎臓:14 Kinney	脂肪:8 Fat	
テトラサイクリン類 Tetracyclines	2	－	2	－	4
チアンフェニコール Thiamphenicol	2	－	2	－	4
クロラムフェニコール Chloramphenicol	2	－	2	－	4
アミノグリコシド類 Aminoglycosides	3	－	3	－	6
ペニシリン系抗生物質、セファゾリン Penicillins and Cefazolin	2	－	2	－	4
マクロライド系抗生物質 Macrolides	2	－	2	－	4
サルファ剤、フルオロキノロン剤 Salfa drugs and Fluoroquinolone	2	2	－	－	4
CHC	－	－	－	2	2
カーバメイト系農薬 Carbamated	3	3	－	－	6
HCB	－	－	－	2	2
有機リン系農薬 Organophosphorus Compounds	2	2	－	－	4
ピレスロイド系農薬 Permethrin	－	－	－	2	2
イベルメクチン Ivermectin	2	2	－	－	4
ヒ素、カドミウム、鉛、水銀 Arsenic ,Cadmium,Lead, Mercury	1	1	1	－	3
PCB	－	－	－	2	2
トリクラベンダゾール Triclabendazole	－	1	－	－	1
スピーシーズテスト Species Test	1	－	－	－	1

別表1－2

対EU輸出食肉に係るモニタリング検査結果（令和6年度）

平成30年6月25日付け食安監発0625第1号 厚生労働省医薬生活衛生局食品監視安全課長通知「輸出食肉認定施設における検査実施要領について」に基づき対EU向け認定と畜場において処理された食肉、臓器等について実施した。

検査頭数 62頭、検体数 64件、検査項目 35項目

検査対象薬剤	検体名 Samples						計 Total
Residue	筋肉:15	肝臓:16	腎臓:15	脂肪:5	腎脂肪:2	尿:11	64
Designation	Muscle	Liver	Kidney	Fat	Perirenal Fat	Urine	
A物質							
スチルベン類	-	-	-	-	-	2	2
Stilbenes, stilbene derivatives, and their salts and esters							
抗甲状腺薬	-	-	-	-	-	2	2
Antithyroid agents							
ステロイド類	-	-	-	-	-	1	1
steroids							
メドロキシプロゲステロン	-	-	-	-	1	-	1
Medroxyprogesterone							
ゼラノール誘導体	-	-	-	-	-	4	4
Resorcylic acid lactones including zeranol							
β-作動薬	-	-	-	-	-	2	2
Beta-agonists							
クロラムフェニコール	-	-	1	-	1	-	2
Chloramphenicol							
ニトロフラン類	4	-	-	-	-	-	4
Nitrofuran							
ニトロイミダゾール類	1	-	-	-	-	-	1
Nitroimidazoles							
クロルプロマジン	3	-	-	-	-	-	3
Chlorpromazine							
塩化ジデシルジメチルアンモニウム	2	-	-	-	-	-	2
Didecyldimethylammonium chloride							
ホスホマイシン	-	-	1	-	-	-	1
fosfomycin							
ジミナゼン	-	2	-	-	-	-	2
Jiminazene							
B物質							
マクロライド系	-	-	2	-	-	-	2
Macrolides antibiotics							
アミノグリコシド系	-	-	2	-	-	-	2
Aminoglycosides							
サルファ剤、フルオロキノロン剤	-	2	-	-	-	-	2
Salfa drugs and Fluoroquinolone							
テトラサイクリン系	-	-	2	-	-	-	2
Tetracyclines							
チアンフェニコール	-	-	2	-	-	-	2
Thiamphenicol							
ペニシリン系、セファゾリン	-	-	2	-	-	-	2
Penicillins and Cefazolin							
フロルフェニコール	-	-	1	-	-	-	1
Florphenicol							
ツラスロマイシン	-	2	-	-	-	-	2
Tulathromycin							
トリクラベンダゾール	-	1	-	-	-	-	1
Triclabendazole							
イベルメクチン、ドラメクチン	-	1	-	-	-	-	1
Ivermectin,Doramectin							
非ステロイド抗炎症薬							
non-steroidal anti-inflammatory drugs							
メロキシカム	2	-	-	-	-	-	2
Meloxicam							
抗コクシジウム剤							
anticoccidial agent							
モネンシン、サリノマイシン	-	1	-	-	-	-	1
Monensin, salinomycin							
トルトラズリル	-	1	-	-	-	-	1
toltrazuril							
農薬							
有機塩素系農薬	-	-	-	1	-	-	1
Chlorinated Organic Compounds							
HCB	-	-	-	1	-	-	1
有機リン系農薬	-	2	1	-	-	-	3
Organophosphorus Compounds							
カーバメイト系	-	3	-	-	-	-	3
Carbamated							
ピレスロイド系農薬	-	-	-	2	-	-	2
Permethrin							
汚染物質							
PCB	-	-	-	1	-	-	1
ダイオキシン類	2	-	-	-	-	-	2
Dioxins							
パーフルオロアルキル化合物	1	-	-	-	-	-	1
Perfluoroalkyl compounds							
水銀、鉛、ヒ素、カドミウム	-	1	1	-	-	-	2
Mercury,Lead,Arsenic,Cadmium							

別表 2

G-1施設における輸出実績(輸出量、輸出回数)

輸出量 kg(回数)											
年度	合計	対米	対カナダ	対香港	対シンガポール	対メキシコ	対EU	対タイ	対ベトナム	対マカオ	対台湾
令和6年度	190,698.9 (614)	103,651.5 (247)	5,742.8 (49)	12,085.0 (28)	16,093.6 (74)	1,685.6 (9)	50,837.7 (201)	170.6 (4)	- (-)	- (-)	432.1 (2)
令和5年度	157,950.8 (547)	74,762.6 (212)	2,703.5 (22)	12,370.6 (26)	21,338.7 (101)	1,641.5 (18)	44,519.9 (165)	- (-)	- (-)	108.0 (1)	506.0 (2)
令和4年度	130,998.2 (428)	45,670.7 (175)	3,876.3 (17)	28,287.2 (57)	12,825.6 (44)	3,605.8 (23)	36,643.4 (110)	- (-)	- (-)	89.2 (2)	- (-)
令和3年度	161,842.6 (508)	67,982.9 (233)	5,401.5 (33)	29,302.5 (53)	11,807.9 (33)	3,221.9 (23)	44,125.9 (133)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
令和2年度	122,028.7 (307)	34,599.0 (97)	4,550.6 (19)	46,033.6 (78)	11,176.3 (23)	2,090.4 (12)	23,578.8 (78)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
令和元年度	134,111.7 (370)	25,770.9 (92)	1,885.7 (12)	46,087.3 (73)	12,742.7 (44)	1,488.3 (11)	46,092.7 (137)	- (-)	44.1 (1)	- (-)	- (-)
平成30年度	108,276.9 (360)	21,781.9 (100)	1,440.3 (8)	29,688.5 (63)	13,335.8 (46)	20.8 (1)	41,923.2 (140)	- (-)	86.4 (2)	- (-)	- (-)
平成29年度	96,361.1 (343)	14,692.0 (70)	3,073.4 (22)	15,264.8 (24)	18,235.7 (72)	- (-)	45,022.9 (153)	35.1 (1)	37.2 (1)	- (-)	- (-)
平成28年度	118,886.1 (433)	17,526.9 (119)	3,088.4 (29)	35,577.6 (58)	18,615.3 (78)	- (-)	44,077.9 (149)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成27年度	86,201.4 (318)	16,995.7 (78)	2,350.6 (19)	12,537.7 (35)	15,750.2 (76)	212.7 (1)	38,328.6 (107)	25.9 (2)	- (-)	- (-)	- (-)
平成26年度	73,489.2 (269)	19,431.9 (65)	2,378.5 (13)	24,292.6 (85)	6,590.7 (38)	1,187.2 (7)	19,608.3 (61)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成25年度	29,240.0 (128)	12,045.9 (50)	1,488.0 (12)	13,072.5 (45)	2,499.0 (20)	134.6 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成24年度	15,441.0 (61)	5,436.8 (23)	1,055.9 (8)	8,948.3 (30)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成23年度	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成22年度	12,336.9 (42)	- (-)	- (-)	10,932.3 (35)	1,404.6 (7)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成21年度	32,389.8 (150)	17,120.0 (84)	813.1 (5)	10,761.1 (39)	3,695.6 (22)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成20年度	26,313.8 (137)	18,551.8 (101)	1,264.7 (10)	6,497.3 (26)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成19年度	42,448.0 (117)	40,810.2 (105)	1,530.9 (11)	106.9 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成18年度	8,889.2 (23)	8,889.2 (23)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成17年度	177.5 (2)	177.5 (2)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成12～16年度	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成11年度	5,861.3 (18)	5,861.3 (18)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成10年度	3,804.9 (15)	3,804.9 (15)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成9年度	3,027.6 (13)	3,027.6 (13)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成8年度	2,793.8 (13)	2,793.8 (13)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成7年度	2,201.2 (15)	2,201.2 (15)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成6年度	2,221.7 (16)	2,221.7 (16)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成5年度	1,530.6 (18)	1,530.6 (18)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成4年度	1,757.7 (20)	1,757.7 (20)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成3年度	1,327.3 (12)	1,327.3 (12)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
平成2年度	532.0 (5)	532.0 (5)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

※平成12～16年度は、口蹄疫及びBSEの国内発生により対米輸出が停止した期間である。
平成22年度は、4月の口蹄疫の国内再発生により米国及びカナダ向け輸出の実績は無し。
平成23年度は、3月の福島第一原子力発電所事故の発生により香港及びシンガポール向け輸出の実績無し